

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要（議題①関係）

- 1 日時 令和2年11月16日（月） 9：45～12：00
- 2 場所 大津合同庁舎7階 7-D会議室（大津市松本一丁目2-1）
- 3 議題 ① 国道8号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書について
② その他
- 4 出席委員 市川委員（会長）、惣田委員、江藤委員、野呂委員、畠委員、平山委員、松四委員、水原委員、皆川委員

5 議事概要

（事務局）

- ・ 資料1-1および参考資料3により、事業概要およびこれまでの経緯等について説明。主な特記事項は下記のとおり。

【特記事項】

- ・ 対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合などには、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして、都市計画の手続とあわせて環境影響評価の手続きを行うこととなっている。当該事業の都市計画決定権者は滋賀県であり、事業予定者である近畿地方整備局の協力のもと、環境影響評価の手続きが行われることとなる。
- ・ 当該事業においては、配慮書段階の手続として「配慮書の案」および「配慮書」が作成され、知事に対しては「配慮書の案」についての意見照会が行われ、国に対しては「配慮書」に対する意見照会が行われた。

（事業予定者）

- ・ 資料1-2～資料1-4について、事業予定者の見解を説明。

（会長）

事業予定者の見解について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

（委員）

動物および植物の環境要素に係る調査については、調査地点および調査経路を設定する場所が重要となる。資料1-3（3）の2番の意見に対する事業予定者見解として、適切に調査地点及び調査経路を設定すると記載されているが、具体的な調査地点等は方法書においては示されていない。道路のルートが現時点では決定していないとのことだが、今後どのようにして動物および植物に係る調査地点等を設定する予定か。

また、重要な動植物種が確認された場合、道路のルートはその結果を踏まえて決定

する予定か。

(事業予定者)

植物については道路から 100m 程度、動物については道路から 250m 程度の範囲を目途に調査地点等を設定し、四季の調査を行う予定である。

天然記念物等の重要な動植物の種等が確認され、移植等が困難な場合などには、道路のルートの一部変更を含めて環境保全措置を検討する予定である。なお、文献調査上では、大規模な環境保全措置を要する動植物種等の存在は現在のところ見受けられない状況である。

(会長)

道路のルートの決定後に、道路のルートから 100m または 250m 程度の範囲で調査が行われるということによいか。

(事業予定者)

そのとおりである。

(委員)

方法書においては文献により確認された重要な動植物種等が挙げられているが、文献上確認されていないものが現地調査の結果確認される可能性もあるので、その場合は適切に対応されたい。

(事業予定者)

方法書に記載している重要な動植物の種等は文献調査の結果のため、実際に生息する重要な動植物種等を網羅していない可能性もある。現地調査を行うにあたっては、四季の季節ごと河川や森林等の生息地ごとに調査を行い、重要な動植物種等の見落としがないよう慎重に対応する予定である。

また、文献上確認されていないものも含め、現地調査の結果重要な動植物種等が確認された場合は適切に環境保全措置を検討する予定である。

(委員)

資料 1-2 の 2～5 番の意見に対する事業者見解として、騒音・振動および温室効果ガスの排出量の改善効果については事業の整備効果として整理することを検討すると記載されており、基本的には定性的な評価となる旨の説明があった。

交通量の推計に係るシミュレーションについて、条件設定によって結果が変わってくることから一つの定まった予測値としては公表が難しい、という説明も一定程度理解でき

る。しかし、単なる定性的な評価だけでは物足りず、またその根拠等も不透明となる。例えば最大値および最小値という形で幅を持たせて改善効果のある程度定量的に示すなど、一步踏み込んだ評価を行うことを検討されてはどうか。

(事業予定者)

シミュレーションに基づく計画交通量については今後公表していくことになるかと思うが、計画交通量に基づき周辺既存道路の騒音・振動や温室効果ガスの排出量の改善効果を定量的に示すことができるかどうかは現時点では回答できない。

(会長)

環境影響の改善効果について、環境影響評価の手続きの中で予測・評価していくことを国土交通省として検討していただきたい。

環境影響の改善効果について予測・評価できない場合は、先ほどの委員の意見のとおり、単なる定性的な評価だけでは物足りないため、丸めた数値で示すなども含め、一步踏み込んだ評価を検討していただきたい。

(事業予定者)

近畿地方整備局、本省、国土技術政策総合研究所に意見を伝え、検討してもらう。

(委員)

方法書において、現時点の文献調査において位置が特定できた重要な動植物種の生息地等は地図上に示されているが、資料1-4の17番・18番等の意見にあるような地域個体群の位置は地図上に示されていない。

準備書の作成にあたっては、今後の調査において位置が特定できた重要な動植物種の生息地等は、盗掘等のリスクに配慮しつつ地図上に反映し、環境保全措置が必要な箇所の見落としがないように整理していただきたい。

(事業予定者)

準備書の作成にあたっては、今後の調査において位置が特定できた重要な動植物種の生息地等を地図に反映できるようにする。

(委員)

事業予定者の見解の中に「文献調査の結果」という文言が散見されるが、「文献」とは具体的にどのようなものを指しているか。

(事業予定者)

HP の情報や書籍等、一般的に公開されている情報を収集し、とりまとめているものである。

(委員)

資料 1－3 (7) の 2 番の意見に対する事業予定者見解として、路面凍結防止剤等の影響は一時的なものである旨が述べられているが、一時的な影響としてどのような影響があると認識されているか。

また、気温の高低を踏まえた路面凍結防止剤の使用量に係るシミュレーションなども、計画交通量の算定とあわせて行われることもあるのか。

(事業予定者)

他の道路事業における検討結果では、一時的に液性が多少アルカリ性に寄ることがあるが、希釈等によりすぐに中性になることが報告されている。生態系等への影響に係る知見はないが、今後知見の収集に努めたい。

(会長)

路面凍結防止剤の影響について、新たな知見が収集できた場合は、準備書段階の審査会において審査会資料等として紹介していただきたい。

(事業予定者)

新たな知見が収集できた場合は、審査会資料等として準備させていただく。

(会長)

前回の審査会 (9 月 8 日) において、方法書の 8－5 (二酸化窒素および SPM・工事の実施) および 8－6 (二酸化窒素および SPM・車両の走行) において、調査すべき情報に浮遊粒子状物質 (SPM) の記載がない旨を指摘していたが、その理由については了解した。しかしながら、方法書には予測・評価の手法が具体的に示されていないため、SPM の現地調査が不要な理由等が読み取れない。準備書の作成にあたっては具体的な予測・評価の手法とその結果を示されたい。

資料 1－3 (1) において、彦根市から環境の保全の見地からの意見とは別に、図書に対する指摘事項がいくつか挙げられているが、このことについてどう考えているか。

(事業予定者)

準備書の作成にあたっては、改めて他の市町の地域特性に係る情報も含め、地域特

性の情報等に誤りや抜けがないかを確認する。

(委員)

資料1-2の9番の意見や資料1-3(3)の1番の意見に対する事業予定者見解について、意見の趣旨と回答の内容が食い違っているように考えられる。意見については、水源涵養への影響等、トンネルを掘ることによる地下水の水位そのものへの影響を指摘したものである。一方で、事業予定者見解では、地盤沈下の発生が想定されないことや、地下水の採取が規制されていないことなどが言及されているのみである。地下水の水位そのものに対する影響については、どのように考えるか。

(事業予定者)

トンネルを掘ることによる地下水の水位そのものへの影響については、トンネル構造内への漏水や地下水の流れが変わってしまうことによる影響が懸念されているものと思われるが、山岳トンネル工法(新オーストリアトンネル工法)を採用することを考えており、工法では、吹付コンクリートを実施することで岩盤との隙間を減らしトンネル内部への漏水や地下水の流れへの影響を防ぐことで、地下水の水位への影響を小さくできると考えている。

なお、当該工法は、ロックボルトで岩盤とトンネルを固定して構造の安定化を図るものであり、地盤沈下の影響も防げるものと考えている。

(委員)

地下水の水位への影響が小さいという事業予定者の説明については一定理解した。

しかしながら、資料1-2の9番の意見や資料1-3(3)の1番の意見に対しての見解については、山岳トンネル工法の特長や、地下水脈の三次元的な広がりに対するトンネルの規模の観点を挙げるなどにより、地下水の水位そのものへの影響について述べるべきである。

(会長)

地下水の水位への影響について、準備書の段階で改めて見解を整理されたい。

(事業予定者)

了解した。

(会長)

他に意見はないようなので、続いて、審査会意見について議論させていただく。審査会意見(案)について事務局から説明をお願いする。

(事務局)

- ・ 資料 1-5 により、審査会意見（案）について説明。主な補足事項は下記のとおり。

【特記事項】

- ・ 1 全般的事項（2）等の「道路構造および工事計画等」：
主務省令第 33 条第 1 項 1 号～6 号において、準備書の作成にあたり対象事業の内容として記載しなければならないと定められている各項目のことを指す。
- ・ 1 全般的事項（3）：
準備書段階では具体的なルート、道路構造および工事計画等が示されることを前提として記載。
- ・ 1 全般的事項（3）の「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）および「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）-」等」：
「滋賀県における環境影響評価の手引き-条例版-2001 年」を「等」に含むものとして記載。文化財・伝承文化に以外の項目に係る技術的な内容については、基本的に国の「道路環境影響評価の技術手法」に盛り込まれているため、敢えて文面に盛り込まない。

(会長)

それでは、審査会意見（案）について、ご意見をお願いします。

(委員)

1 全般的事項（2）において内水の流れへの影響を想定して浸水被害の防止に言及されていることを踏まえ、2 個別的事項（2）水環境においても内水の流れへの影響について言及してはどうか。

例えば「対象事業実施区域にはトンネル構造および盛土構造となる部分が存在していることなどから、地下水の水位、内水の流れおよびそれらの水質に影響を与えるおそれがあると認められる場合には…」などとしてはどうか。

(事務局)

2 個別的事項（2）水環境においても、内水の流れへの影響について言及するかたちで修文する。

(会長)

1 全般的事項（4）において、「改善効果」の文言が続いていることから、「広域的な温室効果ガスの排出量など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。」などのようにしてはどうか。

(事務局)

「温室効果ガスの排出量など…」というかたちに修文する。

(会長)

1 全般的事項（3）の「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）および「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）-」等において、「等」には「滋賀県における環境影響評価の手引き-条例版-2001 年」を含むものとして記載しているとのことであった。

本事業は道路事業に係る法アセスということで、文化財・伝承文化以外の項目に係る技術的な内容については国の「道路環境影響評価の技術手法」に盛り込まれているとのことであったが、国の技術手法に記載されていない項目等、県の手引きを参照することが重要となってくる項目はないか。

(事務局)

文化財・伝承文化等の主務省令上の参考項目としての定めがない項目を除き、国の技術手法には、道路事業に特化したかたちで各項目に係る技術的な内容が記載されている。そのため、県の手引きについては、国の技術手法を補足する意味合いで活用いただくように対応する。

(委員)

2 個別的事項（5）文化財について、「無形民俗文化財および地域の祭礼など」と記載されているが、「無形民俗文化財」とは年中行事や信仰に関する習俗などを指すため、「地域の祭礼」は「無形民俗文化財」に含まれ、意味が重複する。「地域の祭礼」という文言を加える必要があるのであれば、「地域の祭礼などをはじめとする無形民俗文化財」とするほうが、言葉の意味合いは通る。ただ、「地域の祭礼」という文言は、村社などある程度大きな寺社の祭礼を指しているような印象を受けるため、複数軒の家庭において行われているような小さい祭祀も調査対象に含んでいるのであれば、「地域に根付く祭祀」などとすればどうか。

(事務局)

複数軒の家庭レベルの小さい祭祀まで確実に調査しきることは困難かと思われるため、
敢えて明文化せず「無形民俗文化財など」というようにさせていただくかたちでどうか。

「など」の中には小さい祭祀も含む趣旨であるものとし、できる限り対応いただくよう事
業予定者には対応をお願いします。

(委員)

言葉の意味合いとしてはそれでよい。

(会長)

では、文章としては「無形民俗文化財など」とし、「など」の趣旨は議事録で確認するこ
とで対応されたい。

(会長)

ほかにご意見等がないことを確認したため、本議題の審査はこれで終了とする。

本日の意見を踏まえ、事務局と調整の上、審査会意見をまとめていくこととする。

以上

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要（議題②（技術指針改正）関係）

- 1 日時 令和2年11月16日（月） 9：45 ～ 12：00
- 2 場所 大津合同庁舎7階 7-D会議室
- 3 議題 ① 国道8号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書について
② その他
- 4 出席委員 市川委員（会長）、惣田委員、江藤委員、野呂委員、畠委員、平山委員、松四委員、水原委員、皆川委員

5 議事概要

（事務局）

- ・ 資料2-1、資料2-2により大気質の環境要素の項目に関する滋賀県環境影響評価技術指針の改正について説明。

本技術指針の改正に当たっては、滋賀県環境影響評価条例第5条第2項の規定に基づき、審査会の意見を聴くこととなっています。つきましては、本改正案についてご意見をお願いします。

（会長）

ただ今の事務局の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

《委員意見なし》

（会長）

ご意見等がないことを確認したため、本議題についての審査は終了とする。

以上